

高崎市廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準新旧対照表

新	旧
<p>第4条 略</p> <p>(10) 基準省令第2条第1項第2号及び第4号においてその例によることとされた同省令第1条第1項6号に規定する開渠その他の設備については、必要に応じて、沈砂又は流出水量調整等のための池<u>を</u>設けることとし、～</p>	<p>第4条 略</p> <p>(10) 基準省令第2条第1項第2号及び第4号においてその例によることとされた同省令第1条第1項6号に規定する開渠その他の設備については、必要に応じて、沈砂又は流出水量調整等のための池設けることとし、～</p>
<p>第4条2 略</p> <p>(2) ア 透水係数は、現地において試験を行う場合は、地盤工学会基準(以下「JGS」という。)1314(1995年)によるボーリング孔を用いた透水試験方法、JGS1315(1995年)による揚水試験方法、JGS1316(1995年)による締め固めた地盤の透水試験方法等により求め、室内において試験を行う場合は、日本<u>産業</u>規格A1218(1993年)により求めること。</p>	<p>第4条2 略</p> <p>(2) ア 透水係数は、現地において試験を行う場合は、地盤工学会基準(以下「JGS」という。)1314(1995年)によるボーリング孔を用いた透水試験方法、JGS1315(1995年)による揚水試験方法、JGS1316(1995年)による締め固めた地盤の透水試験方法等により求め、室内において試験を行う場合は、日本<u>工業</u>規格A1218(1993年)により求めること。</p>

新	旧
<p>附 則（平成23年3月31日高崎市告示第82号）</p> <p>1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この基準の施行の際現に許可を受けている最終処分場にあつては、第4条第2項第4号オの規定に適合しないこととなるものについては、平成24年3月31日までの間は、適用しない。</p> <p>附 則（平成27年10月21日高崎市告示第315号）</p> <p>1 この基準は、平成27年10月21日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月15日高崎市告示第69号）</p> <p>1 この基準は、平成28年3月15日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月31日高崎市告示第74号）</p> <p>1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年7月1日高崎市告示第50号）</p> <p>1 この基準は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和7年3月11日高崎市告示第47号）</u></p> <p><u>1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（同表の六価クロム化合物の許容限度「0.5mg/L以下」を「0.2mg/L以下」に改める部分に限る。）及び別表第3の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則（平成23年3月31日高崎市告示第82号）</p> <p>1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この基準の施行の際現に許可を受けている最終処分場にあつては、第4条第2項第4号オの規定に適合しないこととなるものについては、平成24年3月31日までの間は、適用しない。</p> <p>附 則（平成27年10月21日高崎市告示第315号）</p> <p>1 この基準は、平成27年10月21日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月15日高崎市告示第69号）</p> <p>1 この基準は、平成28年3月15日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月31日高崎市告示第74号）</p> <p>1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年7月1日高崎市告示第50号）</p> <p>1 この基準は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p><u>（新設）</u></p>

新		旧	
別表第2 放流水等の水質検査項目及び分析方法		別表第2 放流水等の水質検査項目及び分析方法	
物質の種類又は項目	許容限度	物質の種類又は項目	許容限度
(略)	(略)	(略)	(略)
六価クロム化合物	<u>0.2 mg/L 以下</u>	六価クロム化合物	<u>0.5 mg/L 以下</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>大腸菌数</u>	<u>日間平均 800 コロニー形成単位/mL 以下</u>	<u>大腸菌群数</u>	<u>日間平均 3,000 個/mL 以下</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	
別表第3 地下水の水質検査項目及び分析方法		別表第3 地下水の水質検査項目及び分析方法	
物質の種類又は項目	許容限度	物質の種類又は項目	許容限度
(略)	(略)	(略)	(略)
六価クロム	<u>0.02 mg/L 以下</u>	六価クロム	<u>0.05 mg/L 以下</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

新				旧			
別記様式第3号(第6条関係)				別記様式第3号(第6条関係)			
産業廃棄物の積替え又は保管施設				産業廃棄物の積替え又は保管施設			
産業廃棄物の種類				産業廃棄物の種類			
積替・保管の方法		最大保管容量 最大保管高さ		積替・保管の方法		最大保管容量 最大保管高さ	
管 理 者 名		連絡先		管 理 者 名		連絡先	
設 置 者 名		連絡先		設 置 者 名		連絡先	
<u>収集運搬業許可</u>		年 月 日 第 号		<u>処分業許可</u>		年 月 日 第 号	